

老後資金2000万円問題から公的年金に関心が高まっています。

先日も5年ごとの『将来の公的年金の財政見通し(財政検証)報告されました。

このような時期ですから改めて公的年金の「基本の基」をしっかりとっておきましょう。

ということで、2019年7月号は生きている期間に受給できる老齢基礎年金と遺族が受給できる遺族基礎年金。

2019年8月号は生きている期間に受給できる老齢厚生年金と遺族が受給できる遺族厚生年金を特集しました。

今月は生きている期間に受給できる年金のうち障害状態になった場合の「障害基礎年金」について特集します。

## 障害基礎年金の受給資格条件とは？



### 障害基礎年金受給資格とは？



障害基礎年金を受給できる条件は4パターンあります。

#### 第1のパターン 国民年金加入期間に障害状態

- ①国民年金に加入している間に病気・ケガで障害状態になってしまった。
- ②上記の障害状態を認定する**障害認定日**に1級・2級の障害状態であること。
- ③①と②の人が**保険料を納めなければならない期間に、決められた国民年金保険料納付していること。**

#### 第2のパターン 65歳になるまでに障害状態

- ①**障害認定日**に1・2級の障害状態でなかった。  
ところが65歳になるまでにその病気・ケガで1・2級の障害状態になってしまった。
- ②上記①の人が初診日前に**保険料を納めなければならない期間に、決められた国民年金保険料納付していること。**



### 第3のパターン 症状が追加し、障害状態

- ①最初の病気・ケガが軽かったが、その後、65歳になるまでに、その病気・ケガにあらたな症状が追加したことによって障害状態が1・2級障害状態になってしまった。
- ②上記①の人が、後から生じた病気・ケガの初診日前に保険料を納めなければならない期間に、決められた国民年金保険料納付していること。

### 第4のパターン 20歳前に障害状態

- ①20歳前の障害認定日に障害状態1・2級になった人が20歳になった。

### 障害認定日とは？



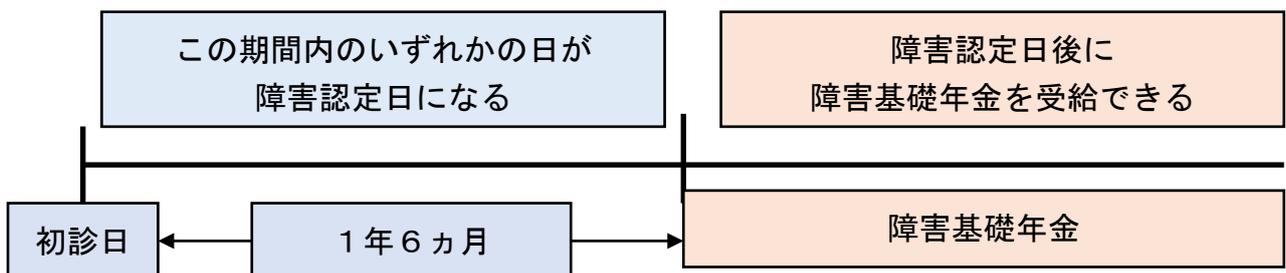
障害生年金受給資格になる障害認定日とは？



障害になった病気・ケガではじめて医者にかかった日(初診日)から1年6ヵ月経過した日のことです。

あるいはその期間内に治った日のことでもあります。

この場合の治ったとは、指を切断したが、その切断は回復しないが、切断した断面が固定し治療が終了したなどのことを言います。



保険料を納めなければならない期間とは？



障害基礎年金受給資格になる  
保険料を納めなければならない期間に、決められた国民年金保険料納付していることとは？。

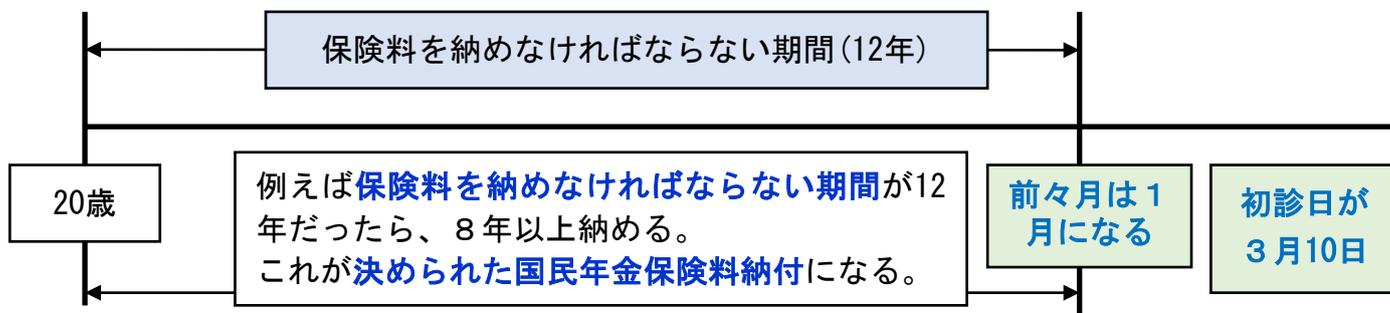


**保険料を納めなければならない期間とは：**

初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間をいいます。

**決められた国民年金保険料納付とは：**

保険料を納めなければならない期間において、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が保険料を納めなければならない期間の2/3以上あることをいいます。



先の障害基礎年金の第4のパターンの20歳前の障害認定日に障害状態1・2級になった人は国民年金保険料を納付していませんが、それでも障害基礎年金を受給できるのですか？



国民年金は20歳から加入するから20歳前に障害状態になった場合は「保険料を納めなければならない期間」と「決められた国民年金保険料納付」はしてなくとも20歳になると特例で障害基礎年金を受給できます。

**障害基礎年金額は？****障害基礎年金の受給額は？**

- 1級障害状態の受給者  
・ 780,100円 × 1.25 + 子の加算 (2019年度)
- 2級障害状態の受給者  
・ 780,100円 + 子の加算 (2019年度)

**子の加算とは？**

障害基礎年金を貰える人が生計維持者で、その人に18歳到達年度の末日(3月31日)までの子供がいる場合は  
子供1人につき1人目、2人目までは224,500円(2019年度)。  
3人目からは1人につき74,800円(2019年度)が上記780,100円に加えて受給  
できます。